

## ○ 室蘭市斎藤文庫基金条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

斎藤文庫基金について、これまでの学校等の図書及び資料の購入費のほかに、教材その他学校教育の用に供するものの購入等に充てることができるようにするもの。

### 2. 条例改正の概要

斎藤文庫基金について、これまでは、元本を運用し、その収益を図書及び資料購入に要する経費に充てていたが、今後は、元本を処分（いわゆる取り崩し）できるようにするとともに、デジタル化にも対応できるよう、教材その他学校教育の用に供するものの購入等の経費にも充てることができるようにするもの。

### 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

4. 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 斎藤脩吾氏の寄附金により教職員用、児童生徒用及び港の文学館用の図書及び資料並びに教材その他学校教育の用に供するものの購入等に要する経費に充てるため、室蘭市斎藤文庫基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>(積立て)</u></p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して第1条に規定する目的に充てるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、その収益の全部又は一部を基金に編入することができる。</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して基金の一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 斎藤脩吾氏の寄附金により教職員用、児童生徒用及び文学資料館用の図書並びに資料を購入するため、室蘭市斎藤文庫基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>(基金の額)</u></p> <p>第2条 基金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教職員用 27,000,000円</p> <p>(2) 児童生徒用 91,969,181円</p> <p>(3) 文学資料館用 11,000,000円</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して<u>図書及び資料購入費</u>に充てるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、その収益の全部又は一部を基金に編入することができる。</p> <p><u>2 前項ただし書により、基金に編入が行われたときは、基金の額は増加するものとする。</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p>